

地方消費税交付金（社会保障財源化分）使途

社会保障・税一体改革により、消費税率等引上げによる増収分は、国・地方とも全て社会保障の充実と安定化に充てられます。

1.増収額

（単位：百万円）

区分	消費税率引上げによる影響額
地方消費税交付金	266

2.使途

（単位：百万円）

区 分	事 業 費	財 源		
		特定財源	一 般 財 源	
			社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社会福祉費	2,464	722	163	1,579
児童福祉費	1,747	1,108	60	579
生活保護費	231	166	6	59
保健衛生費	433	32	37	364
合 計	4,875	2,028	266	2,581

〔主な事業〕

- 国民健康保険特別会計繰出金
- 介護保険特別会計繰出金
- 後期高齢者医療広域連合負担金
- 障害者自立支援事業
- 児童扶養手当給付事業
- 生活保護扶助費
- 子ども医療給付事業